

分会情報

J R 東海 労 大 阪 第 一 車 両 所 分 会
No.6 2 6 2 0 0 9 . 1 . 8
発行責任者 小 林 國 博
編集責任者 教 宣 部

不当処分乱発に断固抗議する！！

1月6日、会社は夜勤明けの大一両分会組合員を呼び出して「訓告処分」を通告してきました。

昨年11月、大一両分会組合員に発せられた「嚴重注意」に続くものでまさしく処分の乱発であり、断固抗議すると共に即時撤回を求めるものです。

今回の訓告処分は前回の処分同様に社員家族証明書をめぐると時系列等報告書の強要や業務上の些細なミスの時系列等報告書の強要などに対する対応を問題としたものであることは明らかであり、つまり管理者の指示に従わなかったものに対する報復処分であります。

そもそも当該組合員は、会社・管理者から事情を聞かれた時、報告を拒否したり嘘の報告をしているわけではなく、その都度正直にありのままを報告をしているのであり、何も問題になるようなことはないのです。

そもそも社員家族証明書をめぐると事柄では、当該組合員は亡くなった親の証明書の所在がわからなくなったために正直に報告したところ、会社は「**出てきた場合には個人的に処分しておくように指示した**」程度の対応であり、当初は時系列等報告書どころか事情すら詳しく聞こうとしなかったような事柄なのです。

会社は自らの対応（把握）の悪さを暴露されたことから、直接社員家族証明書の有無には全く関係のない時系列等報告書に問題をすりかえて、すべて社員におっぺしようとしているのです。

会社は「命令と服従」という社員管理強化による絶対的職場支配のため、なりふり構わず時系列等報告書を強要するという不当極まりない行為を行ってきた結果の報復処分なのはいまでもありません。

会社は処分乱発によって職場支配を目論んでいるは明らかです。

皆さん、このような処分による強権的な職場支配では職場は暗くなり、職場に余裕がなくなって社員や電車の安全をも脅かしかねません。だからこそ「おかしいことはおかしいと誰もが言える職場」を目指して共に闘いましょう。